

令和4年12月2日

東京都知事 小池 百合子 様

東京都認証保育所推進連盟

全国認可保育所東京都認証保育所協会
会長 毛利 千恵
一般社団法人日本こども育成協議会
会長 廣島 清次

令和5年度 東京都予算等に対する要望書

東京都認証保育所及び当推進連盟に対しましては、従事職員に係る処遇改善策や物価高騰への対策を実施するなど、多大なご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

保育施設の利用待機児童数は、都による待機児童対策の推進や出生児数の減少などにより年々減少し、令和4年4月現在、300名（うち、0歳児34名）と激減しております。特に、区部の待機児童数は、全体で32名であり、待機児童のいない区が18区もあります。

このことが示しているように、今後の保育事業は、量的対策から質の向上対策へと局面が転換していくものと思われまます。

認証保育所も減少傾向を辿り続けており、令和4年4月現在、464か所にまで減少し、最盛期から定員ベースで約8,000名の減となりましたが、それでも約15,500名余りの定員となっており、依然として東京における保育の一翼を担っていると考えております。

このような認識のもとに、利用者との直接契約によるきめ細やかなニーズ把握とその対応や13時間開所による保護者の多様な勤務への対応など、その特色を活かしながら、引き続き、子どもファーストの運営を行ってまいり所存です。

つきましては、認証保育所が安心して保育の質の向上への取組を推進し、子どもの育ちを支援していけるよう、次により、令和5年度東京都予算等の要望をとりまとめましたので、実現のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

要 望 事 項

1 コロナ禍における職員配置を中心とした指導監査基準の柔軟な運用について

(全国認可保育所東京都認証保育所協会)

コロナ禍での職員の不足にあつて開所を余儀なくされるきわめて特殊な状況における職員配置や運営について、状況に鑑みた配慮ある指導監督を徹底するよう強く要望いたします。

【要望理由】

2020年から始まる新型コロナウイルス感染症は、2022年8月現在、第7派と言われてきます。この間、大きな波が来るたびに、保育園にもその影響はダイレクトに向かってくる。コロナの期間の職員の配置等に関して、「社会福祉施設等における職員の確保について」（令和2年2月17日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室等連名事務連絡）等にもあります通り、通常時とは異なり、保育所間、施設間でも職員の融通を行い、何とか園の運営を継続するようと言う通達をいただいてまいりました。実際に多くの園が、職員不足の中をどうにか開所するという方法でこの3年を凌いで参ったことについてはご理解いただけることと存じます。

他方、一部自治体におきましては、このような未曾有のパンデミックという特別な状況にもかかわらず、通常の時と大きく変わらないか、あるいはコロナによる影響を非常に限定的に捉える指導監査等が行われているようです。現場では1年前、2年前の職員配置が不足していることを指摘されるケースが続いている、という声が上がっております。

コロナ禍のこの足掛け3年、どうにか園を開いて運営するだけでもなかなか大変でした。また職員においても、感染対策は難しい年齢のお子さんをお預かりして感染を出さない、拡げないと緊張の大変高い状態が続いてきました。この非常に特殊な期間の職員配置その他運営に置いて、東京都並びに市区における監査指導等において特段のご配慮を徹底していただきたくお願い申し上げます。

要 望 事 項

2 保育所の看護職配置について (全国認可保育所東京都認証保育所協会) 保育所への看護職配置のための加算の創設を要望いたします。

【要望理由】

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く今日にあって、保育所では感染症対策の重要性や実効性と共に、子どもたちの体調管理がますます難しくなっています。

第7派と言われるこの夏の大流行では、子どもの罹患率の高さが大変に大きな問題となり、保育園も各地で休園が相次ぐなど、ワクチン未接種の影響が取りざたされる一方、子どもの罹患の為に保護者の経済活動が停止する場合があるなど、状況は深刻さを伴っています。

0歳や1歳の子どもたちを預かる認証保育所は、現在、医療従事者を医療従事者として配置する手立てがありません。

制度上は、看護師資格保有者を保育士として配置することは可能とされておりますが、医療従事者のひっ迫が叫ばれている今日、保育士職の給与水準での採用は困難です。

今後、保育現場での医療的対応はますます難しくなると考えられます。

新型コロナウイルス感染症と共に生きるこれからの子どもたちの健やかな日々のために、0歳児の預かりが必須となっている認証保育所における医療従事者、特に、看護師を看護職として配置するための加算の創設を強く要望します。

要 望 事 項

3 幼児教育・保育の無償化に係る給付金の取扱いについて

(全国認可保育所東京都認証保育所協会)

幼児教育・保育の無償化に係る給付金について、保護者が「無償化」を実感できる方法とスピードで支給されるよう要望いたします。

【要望理由】

認証保育所は幼児教育・保育の無償化の対象施設となっており、0歳から2歳までの非課税世帯と、3歳から5歳までの保育の必要性の認定を受けた世帯には保育料の無償化のための月額42,000円又は月額37,000円が給付されています。

この制度自体は保護者の負担が減るなど大変に有意義なことだと考えておりますが、無償化に伴う給付金の支払いにおいて、無償化を保護者が実感しにくくなるという課題が残っています。

施設が保護者に代わって給付金を受領し、保護者は施設が定める保育料との差額分のみを施設に納めるという「法定代理方式」をとる自治体がある一方、保護者は保育料全額をいったん施設に納め、6か月経ったあとに給付金の合計額を自治体に請求し、その2か月後くらいに支払われる（年2回の支払い）という、いわゆる「償還払い方式」をとる自治体もあります。後者の場合、保護者が負担する給付金額は、6か月分で数十万円に上ります。

保護者にとっては、その時々を経済的負担はあまり減らず、毎月のやりくりはこれまで同様苦しいまま、入所時も半年どころか8か月も待たなくてはいけないというハードルのため、入所を躊躇する場合があります。

また、法定代理受領方式を採用する自治体の保護者とは負担感も不公平感も違います。

給付金の支払い方式等の決定は区市町村ではありますが、保護者の利便性やメリットに鑑み、法定代理受領への移行や償還払い方式をとるにしても毎月払いとするよう働きかけを強めていただき、保護者の負担を少しでも減らす方式に改めるよう要望します。

要 望 事 項

4 賃借料加算について

(全国認可保育所東京都認証保育所協会)

賃借料加算を認可保育所と同水準に引き上げることを要望いたします。

【要望理由】

認証保育所の用に供する建物が賃貸物件である場合に賃借料加算が設定されています。

認証保育所は定員 40 名までは一律に 8,800 円とされ、以後、定員の増加と共に額が下がっていく仕組みとなっています。一方、認可保育所は都市部の場合、定員 20 名で単価が 17,600 円、その後、定員 21 名から 30 名までは単価 12,200 円となるなど定員に応じて下がっていきます。定員 20 名の園で比較すると認証保育所は認可保育所の賃借料補助の半分しか加算されません。

言うまでもなく、認証保育所は東京都内で運営しています。賃借料補助は賃貸物件で運営している園にのみ給付されます。施設の運営形態と賃借料には何の関係もなく、非常に近い距離で運営していたとしても認証保育所のみが高負担の賃借料を支払うことになっています。つきましては、東京都内の独自の保育所として、この格差を是正し、賃借料加算に対し認可保育所と同水準まで補助額を増額していただけるよう要望します。

要 望 事 項

5 キャリアアップ補助金について

(全国認可保育所東京都認証保育所協会)

キャリアアップ補助金に係る次の2項目について要望いたします。

- ① 設置主体の別を問わず、キャリアアップ補助金の賃金改善のために要する経費の下限を1/2とすること。
- ② 子育て支援員研修の修了者を少なくとも1人以上配置することという要件を撤廃すること。

【要望理由】

- ① 社会福祉法人の場合、キャリアアップ補助金は「交付額の2分の1以上の額は、人件費のうち賃金改善に要した経費とする」と規定されており、2分の1までは処遇改善以外の人件費への充当が認められています。一方、設置主体が社会福祉法人以外の場合、キャリアアップ補助金は全額賃金改善分のみ充てることができますが、職員の処遇を改善するために独自に加配する職員の人件費に充て職員数を増やし、元の職員の負担を減らし、あるいは休日を取得しやすくする「改善」などは行えません。

社会福祉法人ではない場合でも、総額の半分程度を人件費に充当することで結果として保育士の処遇改善につながる使い方は多数存在します。毎年支払われるキャリアアップ補助金のうち、2分の1は設置主体の別なく(社会福祉法人への優遇をなくし)賃金改善費以外の人件費に充当することを認めてもらい、職員の処遇改善が出来る制度への変更を希望します。

- ② キャリアアップ補助金の交付要件の一つとして、子育て支援員研修の修了者を少なくとも1人以上配置するよう求める上乗せ要件があり、この要件は認証保育所にのみ課されています。

この基準は、認可に比較して少ない運営費のまま、認可並みに引き上げるものであり、現場を硬直化させ、当初目的であった認可保育制度とは別の“東京都に一つしかない新しい保育制度”としての認証保育所制度を形骸化させ、認可化していくような流れです。

この上乗せ要件を撤廃していただくようお願いします。

要 望 事 項

6 保育従事職員宿舎借り上げ支援事業について

(全国認可保育所東京都認証保育所協会)

保育従事職員宿舎借り上げ支援事業の実施の継続並びに現行水準の維持を要望いたします。

【要望理由】

保育従事職員宿舎借り上げ支援事業は、事業開始以降、対象の範囲が拡大され勤務年数の要件が緩和されるとともに、国制度の補助率改善による事業主負担の軽減が行われるなどの経過の中で、令和2年度に2万人、令和3年度には2万8千人を超す保育従事職員がその支援を受ける、すでに現場にとっては、欠かすことのできない保育士確保策の一つとなっております。

昨年度来、すでに都内の区市町村では事業者に向けて、今後の減額または廃止が提示されている区市もあります。減額または廃止は、直接に保育士の離職・転居等を誘発するものです。また、仮に減額となった場合、事業者は宿舎借上げを継続せざるを得ず、そのために多額の家賃負担を余儀なされる事態が生じかねません。高負担ゆえに事業者が補填することが不可能な場合、これまでのような保育士確保は困難になると思われまます。申し上げるまでもなく、東京都の賃料は他県とは比較にならない高水準のまま推移しており、空き家問題が生じている今日においても、その水準が下がる気配はありません。

認証保育所で働く保育士の生活にとって宿舎借り上げ支援事業の廃止は、直接に最も大きな打撃を与えることも予想されます。

第一に、この事業の継続を要望いたします。第二に、従来と同水準の支援の実施をぜひ継続していただきますよう重ねて要望いたします。

要 望 事 項

7 保育士配置基準の見直しについて 《福祉保健局所管事項》

(日本こども育成協議会)

我が国の保育士配置基準は、0歳児3対1、1～2歳児6対1、3歳児20対1、4～5歳児30対1とされています。

依然として少子化が進行し続けている今日、保育施設は、就学前児童の健全な育ちを担う重要な社会インフラとして機能を有しており、この機能が十全に発揮できるよう、特に、3歳以上児に対する保育士配置基準を見直す必要があります。

ついでに、都においても、保育団体等の意見も聞きながら見直しを行うとともに、国に対しても見直しを行うよう働きかけることを要望いたします。

【要望理由】

昭和22年に定められた保育士配置基準は、基本的な部分は70数年経過した今日まで1回も改定されていません。

この間、社会経済状況は大きく変貌し、保育施設も、共働き家庭やひとり親家庭の子どもを預かり、原則8時間の保育を行うだけでなく、ゼロ歳児の受入れや保護者の勤務時間に対応した保育時間の延長、地域における子育て支援など増大多様化する子育てニーズに対応し、社会インフラとしての役割を担う存在となっています。

しかし、保育士資格を取得しても、約半数しか保育士として就労しない実態があり、休暇が取りにくい、実質的な勤務時間が長い、給料が安いなどがその原因とされています。また、内閣府が発表している教育・保育施設等における事故件数は、令和元年1,641件、令和2年2,015件、令和3年2,341件と年々増加傾向にあり、園内だけでなく、大津市で、散歩中の交通事故により園児が死亡するという悲惨な事例もあります。

このような状況に対応するには現行の配置基準では十分でないため、多くの保育所が国や自治体の配置基準を超えて保育士を加配している現状です。

一方、欧米先進諸国では、特に、3歳以上児については、アメリカニューヨーク州及びイギリスが3歳児7対1、4歳児8対1、5歳児9対1、フランス及びドイツが3歳以上児13対1などの基準であると聞いており、我が国の基準より手厚い配置となっています。

今日、待機児童の大幅減少が顕著となっており、地域によっては、空き定員を抱える保育所が増えています。保育士確保も、以前より容易となっており、保育士配置基準を見直す絶好の機会が到来しています。

諸外国の例も参考としながら、子どもの健全育成と安全管理の観点から見直しを進めていただきたく要望いたします。

要 望 事 項

8 保育施設におけるSDG 'S'の取組推進について《環境局所管事項》

(日本こども育成協議会)

我が国は、SDG 'S'の項目の1つとして、クリーンエネルギー戦略の推進を掲げています。

保育施設数は、令和2年4月現在、全国で約37,600施設、東京都で約3,800施設あり、これら施設へのソーラー発電設備の導入により、カーボンニュートラルの実現と電力需要ひっ迫への対応に貢献でき、入所児の環境問題への関心を高めるなど教育的意義も極めて大きいと思われます。

東京都においては、「地産地消型再エネプロジェクト」事業を実施し、ソーラー発電設備の設置費補助を行っているところです。

しかしながら、こうした補助制度を知らない、あるいは導入のノウハウに不安を持つ保育事業者が多数存在します。

よって、制度周知や導入の相談支援に積極的に取り組まれ、より一層SDG 'S'が推進されるよう要望いたします。

【要望理由】

我が国のSDG'S(持続可能な開発目標)については、国に推進本部を置き、アクションプランを策定のうえ取組を進めておられます。その中には、保育施設と関連のある重点事項もあり、①子ども中心の行政を確立するための新たな行政組織の設置、②カーボンニュートラルの実現に向けたクリーンエネルギー戦略の推進などが掲げられています。

都内には、社会福祉施設が約80,000施設(令和2年4月)あり、このうち保育施設は、約3,800施設です。これら施設が、例えば、ソーラー発電設備を導入し、エネルギーの地産地消を進めることにより、カーボンニュートラルの実現が一層推進されます。

今日、社会経済状況の激変により、電気、ガス料金の高騰を含め、あらゆる物価の値上げが顕著となり、保育施設の財政面への影響も甚大となっているため、自治体によっては、補助制度を設けて激変緩和を行っているところもあります。

エネルギーの地産地消は、SDG'Sの推進にとどまらず、施設にとっても、自ら電力を供給することで電気料金の節約にも資することとなります。

さらには、保育施設に設置することで、幼児期からSDG 'S'への取組体験を通じて地球環境問題への関心を高められるなど、教育的効果も極めて大きいと思われます。

よって、都においても、このような意義や効果をご理解の上、保育施設への導入促進に取り組まれるよう要望いたします。

要 望 事 項

一 東京都戦没者追悼式について

戦没者追悼式は、御英霊の慰霊・顕彰と戦争の悲惨さ、平和の尊さを後世に伝える重要な式典です。

本年8月15日の東京都戦没者追悼式については、新型コロナウイルスが第7波といわれる感染急拡大の中、東京都のご尽力により、安全を確保し厳かに挙行できたことを深く感謝しています。

東京都南方地域戦没者追悼式及び東京都硫黄島戦没者追悼式についても、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、確実に挙行されるようお願いいたします。

二 東京都戦没者霊苑の維持管理について

東京都戦没者霊苑は、先の大戦で亡くなられた東京都出身の16万人の戦没者の慰霊と英霊顕彰、都民の平和への願いをこめた施設として建立されました。

(1) 平成30年度から、戦没者の労苦を偲び、戦争の惨禍・平和の尊さを後世に伝えるため、遺品の適切な保存と若い世代の来苑者が増加するよう、展示室等のリニューアルに向けた取り組みを進めていますが、施設が建設後30年以上経過し、雨漏りなど不具合が生じており、令和3年度に屋上防水工事や外壁の補修工事等を行っています。今年度は展示室の改修工事を進めています。

(2) 玄室（位牌等保管室）も建設後30年以上が経過しており、湿気により位牌の保管に支障が生じています。また、人工滝を有する池（水盤）の設備も経年劣化しているため、必要な改修や設備更新等を行い、充実した運営が確保されるよう配慮をお願いします。

(3) 展示室改修に伴い、休憩室の一部を映像展示スペースにすることから休憩室が狭くなるため、隣接の和室をフローリング化するなど、高齢化した遺族や都民にとってより使いやすい施設となるよう、必要な改修をお願いします。

今後も引き続き、予定している改修工事等、必要な予算措置をお願いします。

三 戦没者遺族に対する特別弔慰金の支給範囲について

特別弔慰金の受給要件について、戦没者の祭祀を行っている遺族の実態に合った制度となるよう、戦没者の三親等内親族（甥・姪等）の「一年以上の生計関係を有すること」を要件としないよう、国に働きかけされるようお願いいたします。

四 戦没者遺骨の早期帰還について

平成28年3月に戦没者遺骨収集推進法が成立し、戦没者の遺骨収集は国の責務と位置付けられ、令和6年度までは集中実施期間として取り組んでいるところです。遺族も高齢化し、悲願である遺骨の帰還を一刻も早く実現するため、引き続き国への働きかけをお願いします。

令和4年12月2日

東京都知事 小池 百合子 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
東京都高齢者福祉施設協議会
会長 田中 雅英

令和5年度高齢社会対策に関する予算への要望について

日頃より都民の福祉向上に格段のご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

第8期東京都高齢者保健福祉計画の理念である「地域で支え合いながら、高齢者がいきいきと心豊かに、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける東京の実現」に向け、都内の高齢者施設はさまざまな取り組みを行っています。しかしながら、介護人材不足の深刻化、介護報酬の抑制傾向、新型コロナウイルス感染症対応の長期化などにより、高齢者福祉施設をとりまく状況はますます厳しくなっております。東京都高齢者福祉施設協議会(以下、本協議会)が実施した特別養護老人ホーム令和3年度経営実態調査(*)では45.7%が赤字経営となっています。高齢者福祉施設・事業所が地域の中で求められる役割を果たすとともに、上記計画を推進できるよう下記の事項を要望いたします。

(*) 東京都高齢者福祉施設協議会 令和3年実施調査 速報値による

記

(1) 物価高騰により、利用者負担への転嫁が困難な社会福祉施設の運営に影響が生じないよう財政的支援を図っていただきたい。

6月に本協議会が実施した「燃料費の高騰に伴う影響度調査」では、全ての施設が収支に影響があると回答していた。円高、ウクライナ問題による物価高騰のため、介護施設、事業所の経営はますます厳しくなっている。一方、国の交付金等の活用については、市区町村によって地域差が生じている。地域に関わらず、質の高いサービスの提供を維持できるよう支援をお願いしたい。

(2) 利用者への福祉、介護サービスの充実がはかれるよう特別養護老人ホーム経営支援補助金等の運営費の一部補助について予算拡充をお願いしたい。

本協議会の経営実態調査では、都内特養(民立民営)の「令和3年度 経常収支差額」は0.90%である。しかしながら、経営支援補助金を受けている施設がこの補助金を除くと1.22ポイント低下してマイナス0.32%になる。都内の特養にとって、この経営支援補助金は、施設の経営に不可欠な収入となっている。一方、年々施設が増え、経営支援補助金の1施設あたりの配分が減少している。令和元年4月から4年3月にかけて都内に増加した特養は51施設に上る。ついては、「経営支援補助金交付制度」を昨年度の水準以上に拡充し、引き続き実施していただきたい。

(3) 新型コロナウイルス感染症について、以下の対策をお願いしたい。

- ①入所施設内での深刻な感染拡大を防ぐため、また重症化リスクの高い高齢者が早期の入院加療を行えるよう、都内全域で入院病床の確保と要介護高齢者の入院受入体制の強化を進めていただきたい。
- ②施設事業所のサービスを安定的に継続するために、感染予防対策への支援について、職員向けの定期的 PCR 検査等の継続、及び衛生用品購入や感染対策への環境整備に係る費用等への補助をお願いしたい。
- ③ウィズコロナ下においても都民が介護・福祉サービスを安定して利用できるよう、施設事業所で感染が発生した際に必要とする物品や人員の経費、施設内療養への各種支援、感染対策のため、事業をやむを得ず一時休止または縮小する等で生じる収入減などについて、事業継続に必要な補助をお願いしたい。
- ④感染した高齢者がやむを得ず施設内で療養する場合でも、他の施設利用者や職員への感染拡大を防ぎ、迅速な感染収束を図るため、より感染症対応へ精通した介護職員等を育成し、都内施設事業所で幅広く活躍できるよう、研修制度の充実や育成に係る費用等の支援をお願いしたい。

以上

令和4年12月2日

東京都知事 小池 百合子 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

身体障害者福祉部会 部会長 安川雄二

知的発達障害部会 部会長 小池 朗

障害児福祉部会 部会長 栗田昌宗

東京都精神保健福祉連絡会 運営委員長 眞壁博美

令和5年度障害福祉関係予算への要望について

平素より、障害を持つ都民の福祉向上につきましては、種々ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大につきましても種々の事業が実施されておりますことに、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が発生して3年目となりますが、特に第7波での支援は大変厳しい状況がありました。事業所でのクラスターが次々と発生し支援体制にも大きな支障が出たり、重度の障害があっても入院できない状況もあるなど、この間支援者家族をはじめ、厳しい状況の中でできる限りの感染防止対策を講じながら利用者の生活を支えてきました。しかし、新型コロナの影響によりサービス利用率が低下し、事業所は経営面で深刻な事態が発生しています。さらに国際的な情勢変化に伴い、電気代やガソリン代をはじめあらゆるものが値上がりし、事業所の経営のみならず、障害年金や工賃で生活する障害のある人の暮らしを直撃しています。

東京都では、「障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会」の実現を目指し、令和3年度から5年度までを計画期間とする新たな「東京都障害者計画」「第6期東京都障害福祉計画」及び「第2期東京都障害児福祉計画」として、「東京都障害者・障害児施策推進計画」が策定され、実施されているところです。障害のある人一人ひとりが、安全・安心な生活を送るために、今後も様々な準備をするとともに、引き続き施策のより一層の充実が求められています。しかし、障害のある人が地域の中で当たり前で暮らしていくためにはまだ課題が山積し、コロナ禍が続く中さらに困難さが増しております。私たちも引き続き一層の努力をいたしますが、それを支える基盤の整備につきましては、東京都の支援が不可欠です。

これまでに増して厳しい経済情勢の下ではありますが、東京都におかれましては、障害福祉施策の向上にむけて、以下の点につきまして特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

知的発達障害部会／身体障害者福祉部会

1 障害者グループホームなど安心して暮らせる住まいの場の充実について

東京都は「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を策定し、障害者の地域生活

基盤を重点的に整備するとしています。しかし、利用者やご家族の高齢化等が急速に進む中、重度障害のある方が都内に暮らせる場は少なく、他県の障害者施設等に住まいの場を求めざるを得ない実態があります。制度政策を検討するために、事業所や利用者、家族をメンバーとする検討委員会を設け、障害者の住まいの場のさらなる充実をお願いします。

- (1) 建築資材の不足や高騰が続いているため、グループホーム開設に伴う整備費補助について更なる単価引き上げをしてください。
- (2) 23区内の障害当事者、特に重度障害のある方の居住の場の確保が緊急に必要です。グループホーム設置を促進するため、都営住宅等のグループホーム転用の検討などを早急に検討して下さい。
- (3) 利用者の高齢化・重度化へ対応するため、訪問看護の活用など看護師配置や夜間体制加算が利用しやすくなるような取り組みをしてください。

2 福祉人材の確保・育成・定着について

福祉人材の確保と育成は事業継続の面からも最重要課題となっていますが、非常に厳しい状況が続いています。昨今の物価高への対応も含め、職員が安心して働き続けることができるよう、より一層の積極的な取り組みをお願いします。

- (1) 「処遇改善」について、職種間格差が拡大しないようすべての職種を対象とし、職員の基本給が上がる仕組みを構築してください。
- (2) 処遇改善加算の取得をすすめるために、国に対し処遇改善加算等の一本化の検討を働きかけてください。

3 「新型コロナウイルス感染症」対策を踏まえ、障害のある人が安心して暮らすことができる支援策の構築について

新型コロナウイルスへの対応はこれまでにない経験となっており、今後も感染症対応が前提となる生活が求められています。引き続き積極的な施策展開をお願いします。

- (1) 利用率の減小等で大幅な減収となり、事業継続に支障をきたしている施設・事業所への補償制度を早急に構築してください。
- (2) 今後も利用者特性を踏まえた定期的なワクチン接種と、職員のPCR検査や抗原検査の集中的検査を継続してください。
- (3) 感染症の集団発生時に衛生資材の購入費用および優先調達ルートの確保、および保管場所の確保・斡旋をしてください。

障害児福祉部会

1 新型コロナウイルス関連

新型コロナウイルス感染症拡大により障害児部会所属の施設でも施設内でクラスターが発生し、特に利用者である重症心身障害児（者）は医療的ケアが必要で、新型コロナウイルスによる死亡事例も起きております。部会内の重症心身障害児（者）施設は通常よりも高い感染対策を求められるため、引続き支援をお願いします。

- (1) 重症心身障害児（者）は自らの体調を訴えることができないため、通常の基準よりもきめ細かく PCR、抗原検査を行って感染拡大を防いでいます。検査関連費用の大部分は施設の持ち出しとなっており、またコロナ対応の医療機器が十分でないため、引き続き検査費用、関係備品購入の支援をお願いします。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大により、感染防止のため施設の改修や修繕を至急実施せねばならない状況となっております。コロナ禍で各施設の収益は影響を受けており、経営の圧迫要因にもなっていますので、コロナ関連に係る施設整備補助の検討をお願いします。

2 短期入所について

在宅支援の短期入所はニーズが高く、各施設は受け入れのためその受入枠を確保しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により利用のキャンセル、受け入れを制限せざるを得ない状況も重なり、稼働率が低下し収益が悪化しております。国、東京都の施策、ニーズに対応できるよう支援の強化をお願いします。

- (1) 短期入所受け入れのため空床になっている病床料補助拡充をお願いします。
- (2) 医療的ケア、家庭環境、高齢化等、短期利用者の状況が複雑化しており、安心した支援を行うため担当職員を配置するなど受入側（施設）の負担が増えています。新規や利用頻度に応じての新規受入れ加算、単価引上げの検討をお願いします。

3 施設整備について

東京には入所施設が 9 施設あり、病床数は 1,308 床、9 施設の設置主体は都立 4 施設、国立 1 施設、私立 4 施設（うち一般財団法人 1 施設）です。

昭和 33 年から 45 年の設立施設は 5 施設で、（私立 3 施設、国立 1 施設、都立 1 施設）ともに老朽化が進んでいます。

社会福祉事業の収益のみでは再建築を行うだけの資金作りは難しく、大規模修繕等で現状に見あった施設の改修を行っているところです。しかし、どの施設も昨今の感染症、防災対策、1 人当たりの面積を実情に合わせた建物にするためには、大規模な建て替え事業を行う必要が出てきています。利用者に安心して豊かな暮らしをしていただくための施設作りには、東京都の支援が不可欠となります。事業内容は 9 施設ともに同じであり、公益的な事業に携わっておりますので、私立施設の建替えについても都立施設の場合と同等の基準による支援を検討して頂きたい、お願いします。

東京都精神保健福祉連絡会

1 精神障害者グループホームの現状把握、研究等を行い、利用者支援の質の向上を図ってください

4年ほど前から、東京都の障害者グループホームに福祉の経験の無い資産運用を目的としたような事業者の参入が急増しています。利用者支援の質の低下や虐待案件の増加が指摘されており、利用者のための対策が急務となっています。

グループホームでの精神障害者への支援は専門性を必要とし、的確なアセスメント等、質の高い支援が求められます。令和元年度より東京都では「障害者グループホーム従事者人材育成支援事業」を実施し、支援の質の向上のための研修を行っています。今後この事業が利用者のリカバリーに資するようより有効性のあるものとなるような取り組みをしてください。

- (1) 「障害者グループホーム従事者人材育成支援事業」の検討会に精神障害者グループホームの現場の職員を参加させてください。研修の利用者支援の内容に現場の声が反映出来るようにしてください。
- (2) この事業の研修だけで今のグループホームの実情が改善されていくとは考えにくいことから、都と現場とで協力し、現状についての分析や目指すべき支援について考えていけるような議論のできる場を創設してください。

令和4年12月2日

東京都知事 小池 百合子 様

社会福祉法人東京都社会福祉協議会
保育部会部会長 城所 真人

令和5年度保育関係予算への要望について

東京都の保育施策の展開につきましては、かねてから種々ご尽力頂いており厚く御礼申し上げます。また、保育所等におけるコロナ対策、保育士雇用対策等の充実、保育の量・質の向上につながるお取組みをいただき重ねて御礼申し上げます。

Withコロナの対策では、感染防止に努めながらも、工夫を凝らして子どもたちの育ちに必要な質の高い保育をいかに提供していくか、さまざまな混乱や意見の相違が保育現場で生じる中で、保育を行っている状況です。

また、物価高騰に関しては徐々に影響が出ている状況であり、特に建築部門の高騰は今後、園舎の補修や新園舎の建設に大きな影響を受けることが懸念されます。

区市町村の対応によって都内の状況は様々に違いがある現実ですが、都内各地の保育ニーズに着実に応えるとともに、子どもの最善の利益が考慮された保育を推進していくため、保育部会としても更なる取組に努めていきます。

東京都におかれましては、保育施策の充実に向けて、下記要望事項につきまして特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 配置基準改正を見据え先行的に基準以上の保育士を雇用する施設に対する支援

(1) 基準以上に保育士を配置している施設への支援

平成30年の保育所保育指針の改定において、特に低年齢児(乳児)の保育の重要性が強く打ち出された。また、国では幼児期と学童期の接続のあり方を重要なテーマと位置付け、「保幼小架け橋プログラム」等の施策を通して、その検討を加速させている。

一方、保育士配置の最低基準は昭和23年に定められた後、その改正は一部にとどまっており、先の課題に加え、保護者支援や発達の、医療的な配慮を必要とする子どもの受け入れなど、その業務の多様化していることに反して、それに対応できるように高度化に応じているとは言い難く、質の高い保育を提供している保育所ほど、既にその基準を越える職員を独自に配置している。

これらの配置基準については、国の子ども・子育て支援新制度において、1歳児(6:1→5:1)、4・5歳児(30:1→25:1)の改善の必要性等は示されているものの、財源との関係でいまだ実施に至っていない。

また、上記の改善案であっても先進諸国と比べ、各国の子育て需要の違いを考慮する必要はあるとしても、極めて脆弱な状況にある。

そこで、基準以上に保育士を配置している園に対する加算等の支援策を、東京都において先行的に構築し、質の高い保育を確保するための取り組みをお願いしたい。

(2) 乳児保育の質を向上させるための支援について

平成30年に保育所保育指針が改定され、健全育成に対するケアはもちろんのこと、応答的な関わりの中で他者との信頼関係を構築することや、感性を育てることなど乳児保育に関するねらいがより細かく定義された。

乳幼児の発達に関する研究が進む中で、乳児期の保育は特に質の向上に力を入れるべき課題であるが、乳児の受け入れの量だけが社会状況の中で喫緊の課題とされ、乳児保育の質の向上についての議論は後回しになっている。特に1歳児については、月齢や家庭環境によって発達に大きな差が見られる子どもたちに、個々に質の高い保育を提供するうえに、子育ての経験が少なく不安を抱える保護者への対応も必要である。

乳児保育の質をより向上させるためにも、配置基準の改正には時間を要することから、先行的に乳児の単価に対する独自の加算、基準以上に保育士を配置している園への補助、保育の質を向上させるための研修等を受けやすい職場環境を構築している園に対する加算、心理士の巡回支援等の強化などについて、より充実した施策をお願いしたい。

2. 地域特性に合わせた質の高い子育て・家庭支援の維持、発展に対する支援

(1) 地域のニーズに合わせた子育て支援を行う施設への支援

都内認可保育所ではサービス推進加算やキャリアアップ補助を利用して、基準以上に保育士を雇用している保育所が大半である。ただ、一定数の利用がなくては保育所の収入に繋がらないため、事業の利用者が多い園と少ない園との格差が広がっている。

また、少子化により事業を継続しても利用者が極端に少なかった、あるいは新型コロナウイルスの影響で事業の需要が減った園において収支に大きな影響を及ぼしている。

特に地域子育て支援推進加算については、人口減少地域にある保育所において、対応する保育士を雇用し、企画を立案しても、利用が少ないと事業として認められないことから、施設経営を逼迫させる一因となっている。

例え需要利用が少なくても、地域に望まれる子育て支援を実施することは、保育所の重要な責務として求められている。また、子育て世帯の多少にかかわらず、未就園児が参加できる行事、近隣地域で気軽に子育ての悩みを相談できる施設を求める声はあり、自治体の補助の有無にかかわらず、限られた保育士の配置の中で、子育てニーズに応じている施設は多くある。

少子社会においても様々な取り組みを行う園に対し、今後も地域の子育て世帯の支援について安心して取り組めるよう、専門職員に対する加算等、新たな補助制度の創設などの支

援をお願いしたい。

(2) 今後の少子社会を見据えた中での保育の質の向上を目指す取り組みへの支援

1. 57ショックという言葉が生み出された1990（平成2）年以降、少子化は改善の兆しがないまま進行し、その平成生まれの世代が子育て世代の中心となっている現在、子ども数はますます減少している。今後も少子化の流れに歯止めがかかる見通しが立たず、入所児童数はますます減少していくことが予想される。

一方で近年、東京都では待機児解消に非常に力を入れ取り組んできたため、保育所の数が増加した分、コロナ禍に起因する預け控えや人口減少、事業所の育児休業が整備されてきた現状などにより、定員未充足の保育所が増加し続けている。

しかし、定員に満たない状況であっても、急な転居や産休・育休明けの職場復帰などに、速やかに利用できる状況を確保しておくことは不可欠であり、家庭や地域全体の育児支援においても保育所は欠くことのできない社会資源となっている。

また、児童虐待が大きな問題となる中で、社会的養護の担い手としても保育所の役割はさらに広がっている。

保育士の役割が広がるなかで、質の高い保育を追求する保育所ほど、すでに配置基準を上回る保育士を雇用している。しかし、そのような保育所ほど、定員未充足による収入減の影響を大きく受けるという状況にある。また、雇用されていた保育士が、園児の減少により配置基準外になっていく状況も出始めている。今後待機児問題が解消していくなかで、現状の補助金体制が維持されないことにより、これまで培ってきた質の高い保育を維持、発展しながら保育所運営が可能なのかという不安が広がっている。

また少子化が進行し、より質の高い保育の提供と持続的な職員処遇の向上に施設が安心して取り組んでいけるよう、定員定額制など、定員割れや入所児童数に左右されない、新たな補助制度の創設に向けた検討をお願いしたい。

さらに、保育の量の確保は待機児童対策の重点課題であり、保育所の数も増加したが、今後、安定した運営が各施設でなされるよう、施設整備や維持管理についても、国や区市町村を補填するような取り組みも合わせてお願いしたい。

3. 保育の質を向上するための環境整備に対する支援

(1) 保育の質を確保するための事務担当職員の配置とICT化推進のための支援

近年、様々な記録の作成、処遇改善加算等の事務処理など、事務的作業は増加、複雑化の一途を辿っている。社会福祉法人改革により、法人理事会・評議員会への対応や運営について、ガバナンスの強化、様々な記録・保存書類の作成、会計処理などの事務も年々増加傾向にある。

保育所は、福祉的ニーズにきめ細やかに応じていくため、小規模な社会福祉法人により運営される事が大半で、その事務は、園長、主任保育士等が担う場合がほとんどである。

I C T化を推進する園も増えているが、その環境維持・管理への対応に追われ、本来の管理業務に支障をきたすといった心配の声も上がっており、更にはセキュリティ対策やメンテナンス費用などのコスト増等も新たな課題となっている。そのためには、経理やI C T環境等に豊富な知識を持った職員の配置が必須で、今はそれに見合った処置がなされているとは言い難い。こうしたI C T環境の維持管理への支援、事務員を配置する園に対する加算等の検討をお願いしたい。

(2) 充実した人材確保、定着に向けた施策に対する支援

近年、待機児童対策のため保育所の新設、定員の増員など各園、自治体で保育の量の拡充を図ってきた。一方で保育人材の確保が追いつかず、保育士不足はいまだ深刻な状況にある。慢性的な人材不足の状況で人材紹介会社を利用している保育所の中には、運営費から多額の紹介料が支出されている状況もみられる。

また、保育所と保育者のマッチングがうまくいかず定着に至らない状況が生まれていることも、慢性的な保育士不足の一因となっている。

本来、運営費はより良い入所児童の処遇を求め、保育の質を高めるために使用されるべきものである。紹介会社に依存することなく、運営費を本来の目的に沿って利用するためには、各事業所において保育士が定着し、経験を積んだ保育士から新任保育士まで、バランスよく配置されることが理想と考えられる。そのためには、キャリアアップのための研修が受講しやすい体制の構築、ライフワークバランスを考慮した就労環境の充実等、各事業所においての努力が求められている。

しかし、現状の配置基準では、研修や有給休暇等で職員が抜けた際の代替保育士の確保は困難な状況であり、それが積み重なることで保育士は疲弊し、離職の一因となっている。子育てと仕事を両立している保育士が、わが子が体調を崩しても休暇を取ることが難しく、結果として離職するといったケースも散見される。コロナ禍においては、濃厚接触者認定等で休まざるを得ない職員の補填をする人的余裕がなく、結果として休業を余儀なくされた園の報告が相次いだことも、保育士不足がもたらした課題といえる。

保育士が安心できる環境で経験を積み、ライフワークバランスを確保することは、子どもたちが安心して過ごせる環境を確保することにもつながるはずである。質の高い保育を実現するためにも、就労環境を整えられるよう職員の増配置加算等の支援をお願いしたい。

また、人材確保施策として一定の効果をあげてきた、保育従事職員宿舍借上げ支援事業については、賃料が高い都内における人材確保及び定着策として非常に有効な支援となっている。国の基準を拡充している都独自の支援は、人材を呼び込むことに寄与しており、また今後は、「定着、質の向上につながる為の人材確保」としていきたいため本事業の継続及び支援内容の維持をお願いしたい。

令和4年12月2日

東京都知事 小池百合子様

東京都社会福祉協議会
児童部会 部会長 土田秀行

令和4年度社会的養護関係予算への要望について

東京都の児童の社会的養護につきましては、かねてから種々ご尽力いただいております。厚く御礼申し上げます。

児童虐待通告や、これによる一時保護は引き続き増加の一途であり、ニーズに即した社会的養護体制の拡充が急務となっています。また、依然として東京都におけるコロナ禍の影響は大きく、施設の運営を不安定なものにしています。施設で生活する児童等や退所者の生活にもさまざまな困難が生じており、東京都独自の施策も強く求められています。

一方国においては、多岐にわたる社会的養護の変革を含む改正児童福祉法が成立しました。各都道府県等にも、令和6年の同法施行に向けた準備が求められています。古くから全国の施策を牽引してきた東京都には、より積極的な対応が期待されます。

かつてない変革期のなか、児童の権利としての社会的養護を実現すべく、当部会は以下の要望をいたします。令和5年度の予算編成において反映していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 児童等の自立支援の強化・拡充

一般家庭との間で格差が顕著な大学進学等高等教育の保証に向け、環境の整備をお願いいたします。また、国の社会的養護自立支援事業・児童自立生活援助事業・地域生活支援事業、東京都の自立支援強化事業等の拡充を行い、施設等からの安定的な社会的自立に向けた支援体制の強化を図ることをお願いいたします。

併せて、児童養護施設と比較しても改善が遅れている自立援助ホームの職員体制強化をお願いいたします。

2 児童等の意見表明に向けた支援体制の構築

改正児童福祉法第6条の3第17項の意見表明等支援事業の実効的確立に向けた体制や環境の整備をお願いいたします。

意見表明支援員（アドヴォケイト）の養成のみならず、すべての児童等に対して児童の権利・関連法制度・各施設等における支援の実情を適切に伝えることが、同事業を機能させる上で大前提となります。

3 施設の高機能化および多機能化、小規模かつ地域分散化への対応

被虐待の影響等から重篤な発達課題を有する児童が増えています。本体施設の体制強化と専門機能強化型児童養護施設のさらなる機能強化、グループホーム支援体制の維持・拡充、地域の子育て支援・虐待予防機能の強化をお願いいたします。

4 人材の確保・定着・育成に向けた支援

一時保護期間が長期にわたる児童が後を絶たず、次の受け手となる施設の体制整備が喫緊の課題となっています。しかし、職員の確保・育成が十分にできず、対応がままならない施設も少なくありません。

円滑な児童の受入と安定的な支援の標準化には、全施設に向けた人材対策が欠かせません。保育所同等の人材確保等支援事業の実施、職員の定着と児童の権利擁護に向けた管理職を含むソーシャルワーク人材育成体制の確立をお願いいたします。

令和4年12月2日

東京都知事 小池 百合子 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
乳児部会 部会長 都留 和光

令和5年度 乳児の社会的養護に関する予算要望について

東京都の乳幼児の社会的養護につきましては、かねてから種々ご尽力頂いており厚く御礼申し上げます。東京都内に11か所の乳児院があり、全都の緊急時の受け皿として又、地域の乳幼児を持つ家庭の支えとして里親支援をはじめ地域の福祉サービスの担い手となれるよう努めております。

一昨年からの新型コロナウイルスの感染症終息が見通せない中、乳幼児の受け入れにつきましては、慎重に検査等を重ねて対応をしております。又、制限の多いコロナ禍にありながら、乳幼児期の大切な育ちのためにも里親家庭や実親家庭への交流など工夫をしながらつなぎ手として積極的に取り組んでおります。

24時間365日の運営を行っている乳幼児唯一の施設である乳児院の役割及び期待は高まるばかりです。今後もその期待に応え、そしてより充実した支援を展開するためにも、下記内容を中心にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

記

1 社会的養護の必要な乳幼児に対する養育体制の整備

緊急入所児童や増加する専門的ケアが必要な子どもたちへの適切な養育に加え、市町村との連携を強化しながら地域に向けた支援を充実させて頂けるよう、職員配置や施設の整備について以下の3点を要望致します。

- (1) 新生児等の健康と安全を守るための職員の適正配置
- (2) 発達障害児等の養育支援（地域医療との連携）
- (3) 地域子育て支援、親子支援のための専門職の増配置及び職員配置基準の引き上げ（産前産後母子支援事業や地域家庭支援や心理相談など乳児院の機能強化）

2 社会的養護を支える人材の確保と基盤の整備

24時間夜勤のある職場ゆえの難しさもあり、乳児院においても専門性を有した職員の確保・定着が喫緊の課題です。併せて災害時の人材確保も求められます。社会的養護を支える人材ならびに基盤整備に関しまして以下の3点を要望致します。

- (1) 事務職員の現状に即した複数配置
- (2) 小規模グループケアでの適切なケアに要する職員確保
- (3) 養育担当職員の配置基準の引き上げ

以上

令和4年12月2日

東京都知事 小池 百合子 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
婦人保護部会 部会長 熊谷 真弓

令和5年度 困難な問題を抱える女性への支援に関する予算要望について

東京都の婦人保護事業につきましては、かねてから種々ご尽力頂いており厚く御礼申し上げます。

今年「婦人保護事業」が大きく生まれ変わりました。1956年「売春防止法」の「売春をする女子の補導処分、保護・更生」からの脱却です。成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」は、「女性の意思を尊重し、安心して、自立して生活するための支援体制の整備」を目的としました。女性支援の大きな転換です。東京には5つの婦人保護施設があり、全国の先駆的役割を担ってきました。2004年に都の福祉局少子対策部の応援があり、東社協婦人保護部会が「婦人保護施設在り方検討会」を設置、2007年に「女性福祉の砦から～生きる力を再び得るために」を発行し、以降、全国婦人保護施設等連絡協議会を中心に活動した結果の新法です。

とはいえ、課題は山積しています。保護更生を目的とした根拠法の下では、同じ入所型施設の生活保護法の施設に比べて、措置費は低く、職員配置も不十分な状況に置かれています。新法施行は令和6年4月1日。現在厚労省で基本方針策定が進められており、来年度は都道府県で「基本計画」策定が必要となります。回復から始まる自立支援を軸とした新しい女性支援のあり方を東京都が先駆的に実施するために、それに見合った予算措置をお願いしたく、下記内容を中心にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 職員の増配置、職員加算・処遇加算の充実整備

(1)新法の理念である当事者の意思を尊重するため「困難な問題を抱える女性一人ひとりが大切にされている」と実感できる支援の実施には、個別対応の充実が必須であり、支援に携わる職員の増配置の必要があります。

- ①性暴力被害者支援職員の増配置。
- ②新生児・乳児支援のための常勤保育士の配置。
- ③新法が子どもの支援も含めているため、児童指導員の配置の必要。

(2)東京都民間社会福祉サービス推進費における職員の処遇加算増。

- ①職員の利用者「通院同行」における加算の基準拡大。
- ②職員の利用者自立支援の結果である「自立促進」加算の基準拡大。
- ③心理職の「心理加算」の基準拡大。

2. 利用者居室が相部屋である現状を改革し、個室を基本とする施設整備及び運営費の充実

新法では利用者の個の尊厳を大事にした支援を推進しており、他法入所型施設は個室への切り替えが主流、コロナ禍での感染対策としても個室化は必須です。都内4施設は建て替えの計画を進める時期となっています。児童福祉施設等整備費補助金で個室基準の建て替えは可能ですが、施設定員減となっても、職員配置数は減員しない最低基準の改定と運営に配慮した新たな措置費基準の設定について、都から積極的に国への要望をお願い致します。

以上

令和5年度
保育関係予算要望書

令和4年12月2日

一般社団法人
東京都民間保育園協会

令和4年12月2日

東京都知事
小池百合子様

一般社団法人 東京都民間保育園協会
会長 宮崎 豊彦

令和5年度に向けた保育関係予算要望について

東京都の保育施策の展開につきましては、かねてから種々ご尽力頂き厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化し、変異ウイルスが広がるなど厳しい状況が続く中、我々保育従事者は、子どもたちの育ちと命を守るため、また、社会機能の維持を支えるため日々保育を営んでまいりましたが、社会の様相の大きな変化が今後どのような影響を与えるのか不安の中にあります。また、少子化の影響が東京都にも出始めており、各年齢層での定員割れの現象も顕著になっております。

つきましては、以下のように令和5年度に向けた要望事項を取りまとめましたので、特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和5年度 東京都保育関係予算要望項目一覧

1. 保育人材確保と定着のために、宿舍借り上げ補助事業の継続的な実施をお願いいたします。
2. 「保育の質」の向上のための、職員配置加算の新設と定員割れ対策をお願いいたします。
3. 事務職員を正規に配置できるような加算、及び ICT 機器が継続的に活用できるよう予算措置をお願いいたします。
4. 建築費高騰に対する適切な措置をお願いいたします。

令和5年度 東京都保育関係予算 要望内容

1. 保育人材確保と定着のために、宿舍借り上げ補助事業の継続的な実施をお願いいたします。

待機児童解消のための量的拡充による保育士不足については、未だ各園にとって尽きせぬ悩みの種となっております。現在実施していただいている保育従事者職員宿舍借り上げ事業補助事業についても、当協会の調査によると「この制度が廃止された場合、採用困難や途中退職につながる可能性が高くなる」という声が多く聞かれました。保育人材の確保、定着のために、宿舍借り上げ制度については、時限的なものではなく、継続的な実施をお願いいたします。

2. 「保育の質」の向上のための、職員配置加算の新設と定員割れ対策をお願いいたします。

東京都の進める待機児童対策により、待機児童数については近年減少傾向にありますが、その解消と併せ、「保育の質」の向上は大きな課題となり、多方面で議論がなされています。その中でも、施設の職員配置を充実させていくことは、明らかに「保育の質」の向上につながり、現場の保育士の労働環境の改善にもつながることから、既に3歳児で加算されているのと同様に、0.3兆円メニューの一つである、4・5歳児の職員配置に関しても、全国に先駆けて25：1設定での東京都独自の加算の新設をお願いいたします。

また、待機児童数の減少とともに都内でも少子化・人口減少が見られるようになり、保育園の定員割れが進んでいます。4月に定員通りの職員配置をしている施設は定員が割れることで、その分の人件費が園財政を圧迫しています。適正な職員配置を確保している施設に対して、定員割れの際には新たな補助制度の仕組みづくりをお願いいたします。

3. 事務職員を正規に配置できるような加算、及び ICT 機器が継続的に活用できるよう予算措置をお願いいたします。

先般、東京都においては保育施設における事務負担調査が実施されましたが、その分析結果に基づき、専任の事務職員を正規の常勤職員として配置できるような加算や、業務を専門家に委託できる補助をはじめ、事務量の増加に対する補助・簡素化を切に希望いたします。

また、都内保育施設における ICT 化は東京都及び国の補助により、進みつつありますが、まだ十分とは言えない状況です。一般企業等では1人1台のPCは当たり前となっておりますが、保育所においてはPC及びタブレット端末の数は十分ではなく、その利用のための順番待ちや残業も発生しております。本来、保育士の勤務時間は子どもを保育することが制度上の前提となっており、保育記録等の書類作成についてはその時間を担保されていないことも事務負担増の要因となっております。さらに、ICT機器導入に関しては補助が受けられるものの、維持の為のランニングコストや、メンテナンス、改修費用及びアウトソーシング費用については補助がありません。

そして、現在東京都が推進するDXについて、このコロナ禍において、サービス推進事業補助における地域子育て支援事業等には一部オンラインでの実施が認められてはおりますが、その対象となる家庭の認知及び利用実績は十分とは言えない状況であり、実際の保育現場におけるDXについては、各施設で何が実行可能かを手探りで考える状況で、推進には程遠いものとなっております。

現状では保育所における DX の推進については、ICT 化への補助を優先的に行っていただき、継続的な ICT 機器活用ができるよう予算措置を要望いたします。

4. 建築費高騰に対する適切な措置をお願いいたします。

昨今の様々な社会状況の変化により、燃料や光熱水費、食料費等の物価上昇が続いており、徐々にその影響が保育施設の運営にも出ております。とりわけ建築費の高騰は顕著で、現在の高騰加算ではとてもまかなえない程の上昇となっております。これらの多岐にわたる物価の上昇が施設運営に影響を及ぼさないよう、物価上昇に対する補助の新設や建築費高騰加算の上乗せなど、適切な措置をお願いいたします。

以 上

令和5年度東京都予算等
に関する要望書

令和4年12月2日

一般社団法人東京バス協会

東バス協総第209号
令和4年12月2日

東京都知事

小池百合子様

一般社団法人東京バス協会

会長 南 正 人

令和5年度東京都予算等に関する要望について

平素は、私共バス事業に対しまして格別のご理解とご高配を賜り深く感謝申し上げます。

東京におけるバス事業は、乗合バスについては、通勤・通学・買物等都民の日常生活を支える公共交通機関として、また、貸切バスについては、地域の観光振興を支える交通手段として、いずれも都民の生活と都の発展に重要な役割を担ってまいりました。

しかしながら、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、緊急事態宣言や蔓延防止措置の発動等により都民の日常生活や観光交流も大きく制約されるなか、2年以上が経過する現状においても、バスの輸送状況は都民の日常生活の足である路線バスでも2割程度の落ち込み、観光交流に資する貸切バスに至っては約半減という厳しい状況が続いております。また、新たなBA5株の大流行にも直面し、もはや東京のバス輸送は、コロナ以前には戻らないのではないかと云々ざるを得ない厳しい状況になっております。

このような中で、バス事業も、企業存続のための人件費や車両更新など安全・環境投資の抑制を含む厳しい事業運営等を強いられており、このままでは安全で環境にやさしいバスサービスの安定的供給が、立ち行かないという厳しい経営状況に直面してきております。

また、これに加えて最近における燃料価格の高騰というダブルパンチを受けており、会員事業者は、先行き不透明な今まで経験したことのない厳しい社会経済状況に直面しておりますが、逆にこういう時期だからこそ、私共は、感染防止と経済の再生を両立する新たなバス輸送サービスを実現し、従来にも増して都民の皆様の安全で環境と調和した日常生活や観光交流等にお役に立てるよう、業界を挙げて取り組んでまいり所存であります。

つきましては、以上のようなバス業界の置かれた厳しい状況と都民の皆様に最も身近な公共交通機関としての使命を全うしていく私共の覚悟をご賢察の上、令和5年度予算の確保等について、別添要望事項のとおり、特段のご配慮を賜りますよう切にお願い申し上げます。

令和5年度東京都予算等に関する要望事項

- 一 ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた助成措置について **重点要望** (説明資料 p4)
- 1 バス車両等の設備投資への支援
バス事業者は、2年半にわたるコロナ禍によりバス車両の更新等、設備投資を実施する体力を消失している。このため、バリアフリー、環境対策、安全性の確保に係る設備投資を促進するため、所要の助成措置をお願い申し上げます。
ノンステップバスの導入(新規・代替)、観光バス・高速バスの導入(新規・代替)、IT点呼システム、スマートバス停の整備、新紙幣対応運賃機の改修、WEB乗車券・クーポン券の導入 等
 - 2 バス事業への経営支援
 - (1) 乗合バス事業者は、コロナ禍にあって、一定の通勤・通学需要等に対応する必要から減便等の供給調整ができず、構造的に収益が悪化する路線が出ている。このため、期限を限った経営支援をお願い申し上げます。
 - (2) 「もっと Tokyo」等旅行支援策の実施に当たっては、貸切バス向け専用クーポンの発給、及びフィジカルディスタンスを取るために必要な2台目のバス調達に係る支援を引き続き実施されるようお願い申し上げます。
 - 3 感染防止対策への支援
飛沫防止アクリル板・ウィンドバイザー等の整備、車両抗菌処理、消毒液等の消耗品の購入等への助成措置をお願い申し上げます。
- 二 燃料価格高騰に対する助成措置について (説明資料 p5)
昨今の燃料価格高騰は、バス事業の経営に大きな負担になっているため、バス事業者の負担を軽減できる所要の助成措置をお願い申し上げます。
- 三 安全・福祉・環境対策、その他利便性・安全性向上対策について (説明資料 5)
- 1 バス停留所安全性確保対策に係る助成措置について
バス停留所の安全性確保対策として取組んでいるバス停留所の移設等について、速やかに実施できるよう、助成措置をお願い申し上げます。
 - 2 東京都シルバーバス事業に係る支援の充実について
東京都シルバーバス条例に基づくシルバーバス事業を、令和5年度についても、郵送方式での実施を含め円滑に実施できるよう、十分な予算措置をお願い申し上げます。
 - 3 環境対策の推進に係る助成措置について
 - (1) 環境対応車導入に係る助成措置について
 - ① ハイブリットバス、EVバス、FCバスの導入補助及び水素と軽油の価格差補助に対する所要の助成措置をお願い申し上げます。

② 水素S Tと連動したF Cバス導入補助について、一般のF C Vの受入れ要件について、緩和をされるようお願い申し上げます。

③ 電源スタンド・水素スタンド等、E V、F C Vに係るインフラ施設の整備を推進されるようお願い申し上げます。

(2) N0x・PM 法不適合貸切バスの流入規制の実施について

東京都のN0x・PM 法対象地域内への排出ガス基準不適合貸切バスの流入について、その規制の実効性の一層の強化をお願い申し上げます。

4 その他利便性・安全性向上対策（再掲）

I T技術の活用やD Xの推進による利便性向上・安全性向上対策に対する予算措置をお願い申し上げます。

スマートバス停、モービルアイ、アイマークレコーダ 等

四 貸切バスについて（説明資料 p7）

1 貸切バス駐車施設の整備について

コロナ禍後のインバウンドを含む観光需要の回復を見据え、貸切バスを安全・安心に利用して頂けるよう駐車施設の整備をお願い申し上げます。

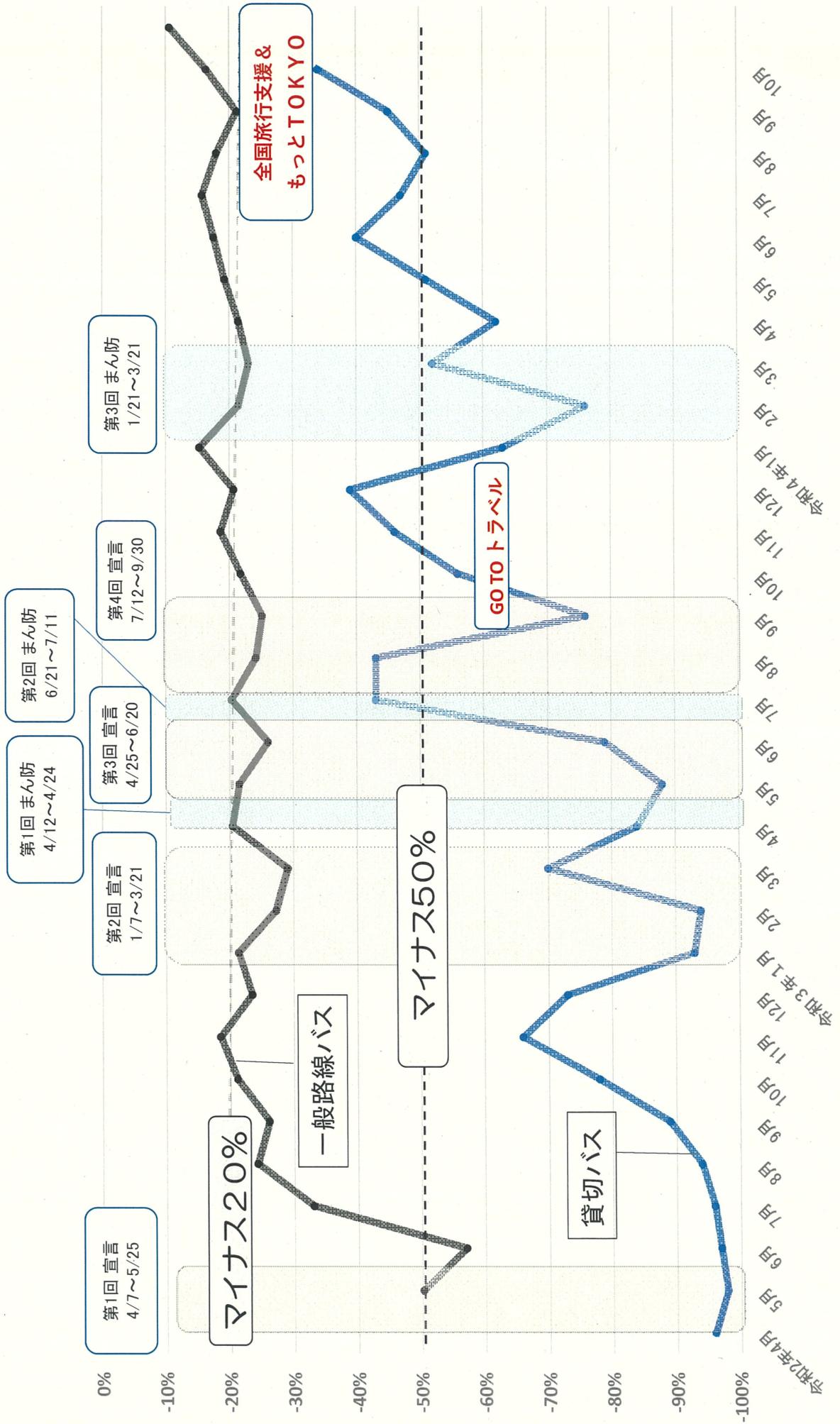
2 貸切バスの運賃・料金制度遵守への配慮について

都又は市町村において、入札等によりバス事業者を選定される際、法令違反の運賃による受託等が生じないように、運賃・料金制度の遵守についてお願い申し上げます。

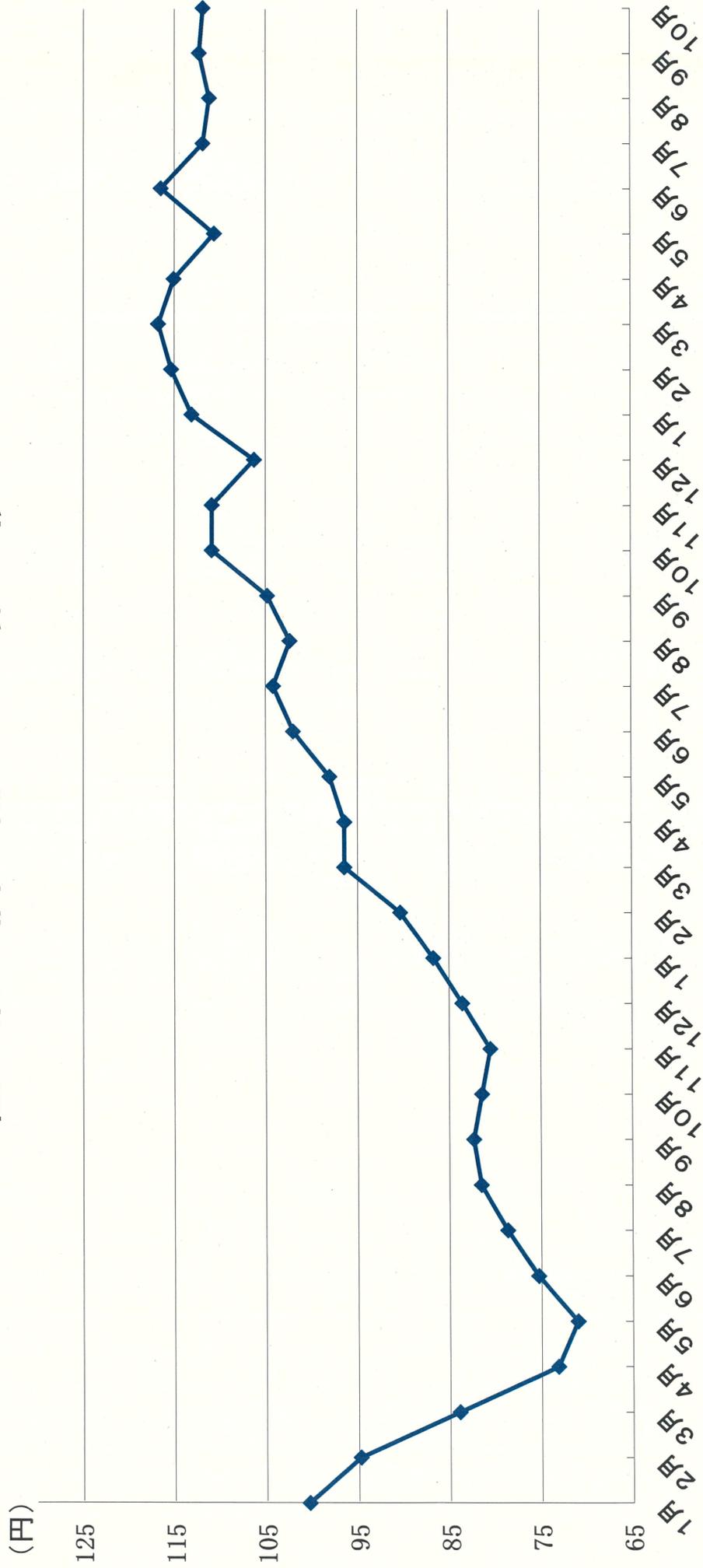
令和5年度東京都予算等に関する要望書
説明資料

一般社団法人東京バス協会

一般路線バス及び貸切バスの減収率の推移（対2019年比）



軽油価格の推移



令和4年(113.4円) **138**

令和3年(ave100.8円) **123**

令和2年(ave82.2円) **100**

※ 赤字は、令和2年度を100とした指数

一般路線バス合計9社の平均値

1. ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた助成措置について（新規・継続）

重点要望

（1）バス車両等の設備投資への支援

東京のバス事業者は、乗合バス、貸切バスを問わず、既に2年半にわたるコロナ禍によりバス車両の更新等、事業の継続に必須と考えられる設備投資を実施する体力を消失している。このため、ウィズコロナ・アフターコロナの時代の中で、バリアフリーや環境対策、安全性の確保に係るバス事業者の設備投資を促進するため、これに対する所要の助成措置をお願いしたい。

①ノンステップバス導入に対する支援（新規・代替）

東京の一般路線バスのノンステップバス化率は、令和4年3月末現在94%と既に90%を超えている。現在、ノンステップバスの導入は、代替が中心となっているが、現在、バス事業者は、コロナ禍によって設備投資を実施する体力を消失しており、ノンステップバスの代替も進まない状況となっている。

このため、令和4年度限りとされているノンステップバス導入に対する助成措置を更に5年度にも延長して頂くとともに、代替についても対象に加えて頂くことにより、安全・環境・バリアフリーに優れた最新の車両への更新を円滑に実施できるよう、助成措置の一層の充実をお願いしたい。

○令和5年度導入予定台数：新規64両、代替141両

②観光バス・高速バス導入に対する支援（新規・代替）

令和4年度限りとされているリフト付き観光バス導入に対する助成措置を更に5年度にも延長して頂くとともに、観光バス・高速バスの新規導入及び代替について、より安全・快適な車両の導入が促進できるよう助成措置をお願いしたい。

③その他、IT点呼システム、スマートバス停の整備、新紙幣対応運賃機の改修、WEB乗車券・クーポン券の導入等に対する助成措置をお願いしたい。（後再掲）

（2）バス事業への経営支援

①乗合バス事業者は、エッセンシャルワーカーとして、コロナ禍にあって輸送需要が減少する中、「密」を回避しつつ、一定の通勤・通学需要等に対応する必要から、これに対応した減便等の供給調整ができず、構造的に収益が悪化の状態にある路線が出ている。このため、その収益の悪化状態を抜本的に改善できるまでの間、期間を限った経営支援をお願いしたい。また、空港連絡バスにあっては、有料道路通行料金の負担を軽減するための助成措置をお願いしたい。

○他県における補助例：埼玉県、栃木県 他

②また、「もっと Tokyo」の本格実施など旅行支援策の実施に当たっては、貸切バス事業者が担い手になる団体旅行の需要回復が最も遅れる可能性が高いことから、貸切バス向けの団体専用クーポンの発給及びフィジカルディスタンスを取るために必要となる2台目のバスの調達に係る助成措置について、引き続きお願いしたい。

○他県における補助例：北海道

(3) 感染防止対策への支援

感染防止アクリル板・ウィンドバイザー等の整備、車両抗菌処理、消毒液等の消耗品の購入等への助成措置をお願いしたい。

2. 燃料価格高騰に対する助成措置について

コロナ禍による輸送需要の減少が事業経営に大きな影響を及ぼしている中、昨今の燃料価格の高騰は、バス事業の経営に大きな負担となっている。このため、バス事業者の負担を軽減できるよう、令和4年度補正予算で創設して頂いた「運輸事業者向け燃料費高騰対策緊急対策事業」を5年度にも延長して頂くとともに、貸切バスを対象に加え、所要の助成措置をお願いしたい。

○他県における補助例：神奈川県、栃木県、大阪府、京都府 他

3. 安全・福祉・環境対策、その他利便性・安全性向上対策について

(1) バス停留所安全性確保対策に係る助成措置について

平成30年8月、横断歩道上に停車したバスの後方から横断した女児の死亡事故を契機として、横断歩道・交差点が近接するバス停留所の安全性確保対策のため、バス停留所の移設等の取組を推進している。バス停留所の整備を速やかに実施できるよう必要な助成措置をお願いしたい。

また、バス停留所の整備に伴い必要となる、ガードレールや植栽の変更等に係る、道路管理者及び交通管理者の予算の確保についても、特段のご配慮を頂きたい。

(2) 東京都シルバーバス事業に係る支援の充実について

昭和48年1月よりスタートした東京都のシルバーバス事業については、平成12年4月から当協会が東京都の指定を受け、バス業界を挙げて同事業に取り組んでいる。

コロナ禍にあって、シルバーパスの令和4年度の一斉更新業務は、2年度、3年度に引続き郵送方式による実施となったところであるが、5年度についても、郵送方式での実施を含め、シルバーパス事業を円滑に実施できるよう、所要の予算の確保をお願いしたい。

(3) 環境対策の推進に係る助成措置について

東京都においては、環境確保条例により車両の低公害化を推進されており、令和4年4月に施行された低公害・低燃費車の導入義務率の改定においては、従前の15%が30%に上げられた。一方、水素エネルギーの普及拡大による燃料電池バス導入促進事業等により、FCバス導入に対する支援措置については、大幅に拡充して頂いたところであるが、私共バス業界でも車両の低公害化を一層推進することとしており、助成措置の一層の充実をお願いしたい。

①環境対応車導入に係る助成措置について

a) ハイブリットバス、EVバス、FCバスの導入補助及び水素と軽油の価格差補助について、所要の予算の確保をお願いしたい。

b) 水素STと連動したFCバス導入補助については、一般のFCVも受け入れることが要件になっているが、安全面から一般車専用の出入路の確保の必要があることや防犯の面でも危惧されるため、要件の緩和をお願いしたい。

c) 電源スタンド、水素スタンド等、EV、FCVに係るインフラ施設の整備を推進して頂きたい。

○令和5年度導入予定台数：

ハイブリットバス 23両、EVバス 11両、FCバス 6両

②NOx・PM法不適合貸切バスの流入規制の実施について

国のNOx・PM法は、規制区域外からの車両流入規制がなされておらず、また、都条例による規制についてもNOxが規制の対象外という制度上の制約があることに加え、実態上も都外の不適合貸切バス車両が、相変わらず都内に流入するところとなっている。このため、このような不適合貸切バス車両のNOx・PM法対象地域内への流入規制について、その実効性の一層の強化が図られるようご対応方をお願いしたい。

(4) その他利便性・安全性向上対策（再掲）

IT技術の活用やデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進による、利便性・安全性向上対策に対する支援をお願いしたい。

一例として、バス停の時刻表のデジタル化やバスの接近表示を備えた、所謂スマートバス停の設置や、バス車両への「モバイルアイ」の設置、運転者の安全教育に有効な「アイマークレコーダ」の購入等安全性向上対策、更に、IT化の促進に応じて増大する通信費用等に対する支援をお願いしたい

4. 貸切バスについて

(1) 貸切バス駐車施設の整備について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、インバウンドをはじめ貸切バスの需要は、大きく減少しているが、今後、感染症拡大が落ち着きを取り戻した暁には、国民の旅行需要やインバウンドの需要も回復し、東京を訪れる観光客の増加に伴い貸切バスの稼働も増加することを期待している。

しかしながら、コロナ禍の影響により貸切バスの駐車場が減少しており、観光客に対応する安全・安心な乗降施設の整備が必要な状況である。このため、インバウンドを含む観光需要の回復により観光客の増加が期待される都内各施設の近郊に、貸切バスの駐車施設の整備をお願いしたい。

(2) 貸切バスの運賃・料金制度遵守への配慮について

都及び区市町村が貸切バス事業者を選定する際に実施される入札等において、コロナ禍で厳しい経営状況にある事業者が、安全コストを度外視した法令違反の運賃・料金により応札等を行い、価格面からの過当競争により、再び「軽井沢事故」のような痛ましい事故が起きないか、大いに懸念されるところとなっている。

このため、自治体における貸切バス事業者の選定に当たっては、貸切バスの運賃・料金制度が遵守されるよう、特段のご配慮をお願いしたい。

要望書

令和4年10月31日

東京都公立高等学校PTA連合会

会長 内海潤

① DX（デジタルトランスフォーメーション）化の更なる推進を引き続き要望します。

日頃より都立高校のDX化に取り組んでいただき、ありがとうございます。私も保護者も、生徒達をとりまく環境も、着々と整備が進んでいることを感じております。しかしながら、スマート・スクール端末の購入については、負担を感じている保護者も多いのが現状です。このままでは、保護者の所得が生徒の学習環境に大きな影響を及ぼし教育格差の増大に直結してしまいます。それは避けなければなりませんので、まず「端末の無償貸与に向けての取り組み」を要望いたします。

また、社会全体にオンライン会議が増えている中で、PTAや保護者にとって学校のインターネット環境が整っているとは言えない状況です。PTAが使えるwi-fi環境が無いためリアルとオンラインのハイブリッド会議ができず、不便を感じるという意見も多数挙がって来ております。そこで、PTA活動のDX化として「PTAが利用可能なwi-fi環境の整備」を要望いたします。

さらに、生徒の在籍期間中には「保護者にもTeamsアカウントを発行してほしい」という声も挙がっておりますので、PTA・保護者活動DX化として要望いたします。これらの取り組みが実現されることで、生徒は公平な環境での学習に望むことができ、保護者は安心してPTA活動や生徒のサポートができます。生徒や保護者が、それぞれ時代に合った環境の中で充実した学校生活を送ることができますよう、一歩前進したDX環境の整備を要望いたします。

② 副校長マネジメント支援員の制度拡充を要望します。

近年、教職員の働き方改革は成果を見せ、自分らしい働き方ができるようになる教職員は徐々に増えていると感じております。一方で各校の校長や副校長といった管理職は依然として業務負担が大きく、学校によっては以前より重い負担を抱えるケースも見受けられます。激務が続きますと、結果として学校が当初の目的を達成できなくなると危惧されます。

現在、東京都教育委員会には「副校長マネジメント支援員」制度がありますが、この制度がもっと行き渡り、各校の副校長の業務が分担により軽減されれば、上述した弊害も減少していくことと存じます。そのためには、制度の要件緩和や支援員の待遇改善などに取り組んでいただき、この素晴らしい制度を拡充して多くの学校に行き渡ることが望ましいと考えております。教職員の皆様がより良い環境で仕事

に取り組むことができれば、生徒や保護者も充実した学校生活を送ることができるはずです。そのためにも副校長の業務負担軽減に向け「副校長マネジメント支援員」制度の拡充に取り組んでいただけるよう要望いたします。

③ ヤングケアラー支援の取り組みを引き続き要望します。

ヤングケアラーについては早期発見することが重要で、それに最もふさわしい場所は学校であることは周知の通りです。東京都教育委員会は教職員向けに理解しやすいデジタルリーフレットを作成して、ヤングケアラー支援のために学校および教職員が担う役割の周知に取り組んでおり、早期発見に向けて効果が徐々に発揮されるものと期待しております。

とは言えヤングケアラーの問題は山積し、かつ状況も刻一刻と変化しております。教職員にも都度最新の内容について専門家の研修を受ける機会を設け、教職員の知識を更新していくこと、さらには教職員自身の悩みを共有する仕組みを作ること、適切にスクールソーシャルワーカーを配置の上、教職員と協力してヤングケアラーの早期発見に引き続き取り組んでいただくことが肝要と存じます。

他方で、ヤングケアラー支援については教育委員会だけでなく、他の部局との連携が重要です。まだ自身の成長が必要な高校生世代のヤングケアラー達のため、個別にきめ細やかな支援が求められることも多いかと存じます。子ども達の将来を少しでも自身の希望に近づけられるものとするために、継続的かつ包括的な支援に取り組んでいただくことを要望いたします。

令和4年10月31日

東京都知事
小池 百合子 様

東京都特別支援学校PTA連合会
会長 伊藤 紀子

要 望 書

日頃より特別支援学校の教育の充実と連合会の活動に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。本連合会は、視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・知的障害・病弱の5種別合同の会で、種別により障害も様々ではございますが、これからの特別支援学校の教育の充実のため、全種別共通の要望を3点にまとめ、お伝えさせていただきます。特段の御配慮をよろしくお願いいたします。

記

【ICT機器を活用した教育の更なる充実】

幼児・児童・生徒の多様化に伴い、ICT機器の使用状況は、種別ごとに教育課程によっても異なります。障害特性に合わせた多様な端末操作とネットワーク等のサポート対応を行う、支援基盤がつくられることで、いまある課題が解消され1人一台端末における円滑な学校運営が行われることを期待しています。

それに伴い、デジタル技術と障害の特性・多様化に対応できる教職員の計画的な育成および研修、サポート体制の強化の推進をしてください。

【専門スタッフの配置】

個に応じた教育実現のためには、障害の状況に適切に対応した特別な指導・支援が欠かせません。

幼児・児童・生徒の可能性を引き出せるような指導が受けられるよう、外部専門家（言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、公認心理師等）の配置及び巡回指導をさらに推進してください。

【就労支援の充実】

就労支援を技術や能力、就業先の開拓にとどまるのではなく、人間性や規範、アサーティブな考え方など、内面の教育にも力を注ぐようお願いいたします。また、教育庁・産業労働局との連携を充実させ、雇用促進に繋がるよう推進してください。

以上、3点を要望いたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

東京都特別支援学校PTA連合会
事務局 東京都立鹿本学園
〒133-0044 東京都江戸川区本一色 2-24-11
電 話 03-3653-7355
ファクシミリ 03-3652-3007